

自由に結ぶ権限を有さないということになるが、左様な事は事前に告知されていない。それは、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に一般的な商習慣に基づく売買契約等法律行為経済行為が含まれるからである。

- (6) 故に本件のキャッシュバックを収入という側面からだけ捉え資力として返還金を課した処分は不当であり、収入と支出の両面から俯瞰して取り消しするよう請求する。
- (7) 猶、キャッシュバックより処分決定まで600日以上を要したこと、決定通知に第三者である日本郵便による配達記録が存在しないことなどにより本件処分は無効であるとも思料されるが、市福祉行政の業務急増等の事情を慮り、無効は主張しない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、平成〇〇年〇月〇日に審査請求人名義の口座に振り込まれた20,000円については、審査請求人の収入であるとして、8,000円を超える部分である12,000円について、法第63条の返還金として、本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人は、キャッシュバックについて杓子定規に贈与されたものと判断するのではなく、インターネット接続サービスに加入する契約を結んだことによる以前の旧契約業者に対する違約金を、新契約会社が負担するためにキャッシュバックという形式をとったものであり、そのまま違約金として徴収されたため、実質的には収入ではなく、プラスマイナスゼロである。それにも関わらず、収入とするならば生活保護受給者は通信契約を自由に結ぶ権限を有さないことになり、ゆえに、本件のキャッシュバックを収入という側面からだけ捉え資力として返還金を課した処分は不当であり、収入と支出の両面から俯瞰して、本件決定を取り消しするよう主張する。
- (3) 一方、処分庁は、キャッシュバックとは、売主が商品を割引販売したのではなく、売主が買主に現金を贈与したものとされるため、贈与を受けた側が確定申告を行う場合は、所得として申告が必要となっている収入と

し、税法上の取扱いを援用しつつ、贈与としてではなく、その他の臨時的収入として認定した旨主張する。

- (4) ここで、生活保護制度上、キャッシュバックが収入に当たるか当たらないかの基準をみると、次官通知において、収入として認定しないものは限定列挙されており、本件のキャッシュバックに相当又は類似するものは記載されていない。
- (5) また、審査請求人はキャッシュバックの金品を、旧契約会社に違約金として徴収されたと主張するが、仮に、キャッシュバックが違約金相当額を補填する意味合いがあるとしても、キャッシュバックの金品を違約金に充当するか、月額通信料経費に充当するか、あるいは他の物品やサービスの購入等に充当するかは、収入及び支出の両面を勘案しながら日常的な生活費のやりくりとして、通信契約を自由に締結する権利行使も含めて、審査請求人の自由な判断に委ねられているものであって、キャッシュバックの金品を審査請求人の一時的な収入として認定することを否定する根拠になりうるものではない。
- (6) したがって、処分庁がキャッシュバックを収入として認定し、資力があるものとして、本件処分を行った判断には一定の合理性が認められ、この判断に違法又は不当な点は見出せない。
- (7) なお、処分庁が、本件キャッシュバックについて、贈与ではなくその他の臨時的収入として認定したのは、税法上の取扱いはともかくとして、キャッシュバックの性質について、生活保護制度上の贈与と断定することもできず、仮に生活保護制度上の贈与として取り扱えば、全額を収入認定すべきものとされていることから、審査請求人に不利益とならないよう、臨時的収入として認定し、8,000円控除したものと認められるものであり、処分庁のこの裁量的な判断が違法、不当に該当するものとも認められない。
- (8) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年9月4日	諮問の受付
平成29年9月11日	第1回審議
平成29年9月13日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月29日 口頭意見陳述申立期限：9月29日
平成29年10月3日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- (3) 次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、すべて認定すること。」とし、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。
- (4) また、次官通知第8の3の(3)は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」として、アからチまで、各種の収入について、収入として認定しないものを列挙している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇日に処分庁が受理した審査請求人の収入申告書(同月〇日付け)には、収入として、障害基礎年金128,800円が有る旨記載され、働いて得た収入、仕送りその他の私的収入については無い旨、記載されている。
- (3) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に処分庁が受理した審査請求人の資産申告書(同日付け)には、B銀行C支店の審査請求人名義の口座に預貯金額5,881円の記載がある。

同日に処分庁が審査請求人から受理した当該口座の預金通帳には、平成〇〇年〇月〇日に、A株式会社から20,000円の入金が記載されている。
(4) 平成〇〇年〇月〇日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、これらの事実に基づき、同日付けで法第63条に基づき本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 判断

本件についてみると、平成〇〇年〇月〇日に処分庁が審査請求人から受理した当該口座の預金通帳には、平成〇〇年〇月〇日にA株式会社から20,000円の入金が記載されていたこと等により、平成〇〇年〇月〇日付けで処分庁が本件処分に係る通知を行ったことが認められる。

上記1(2)及び(3)のとおり、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、すべて認定すること。」とし、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めているところ、処分庁が、これら次官通知を含め上記1の法令等の定めに従い、平成〇〇年〇月〇日、審査請求人名義の口座にA株式会社から入金された20,000円を臨時的収入に当たるとして、8,000円を超える額である12,000円を収入として認定したことに違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、キャッシュバックについて杓子定規に贈与されたものと判断するのではなく、インターネット接続サービスに加入する契約を結んだことによる以前の旧契約業者に対する違約金を、新契約会社が負担するためにキャッシュバックという形式をとったものであり、そのまま違約金として徴収されたため、実質的には収入ではなく、プラスマイナスゼロである等主張するが、本件キャッシュバックについて、審査請求人自身の口座に入金された現金を上記違約金の支払いに充てるかどうかはその自由な意思に委ねられていたのであり、さらに、商品を割引販売したものと認定するに足る証拠もないため、審査請求人の主張は採用できない。

また、上記2(3)のとおり、処分庁は、平成〇〇年〇月〇日に、平成〇〇年〇月〇日にA株式会社から審査請求人の口座に20,000円の入金があった事実を確認し、その後、平成〇〇年〇月〇日になってケース診断会議を開催し、同日付けで本件処分を行ったことについては、上記事実の確認から本件処分に至るまで時間を要している点、及び事前に本件返還に関し

て審査請求人に十分な説明がなされたのか疑義が残る点で、問題がなかったと言えない。もつとも、本件処分で決定された返還金の額が12,000円であること等を勘案すると、本件返還が審査請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に反し、又はその自立を阻害するものであるとまで認めることはできない。

したがって、本件処分は違法又は不当であるとは言えず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子